

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持、充実を求める意見書

(令和元年9月26日 原案可決)

2019年4月から働き方改革関連法が施行されたものの、学校現場では解決すべき課題が山積しており、教職員は子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため、授業時数の調整など、対応に苦慮する状況となっています。

また、義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

子どもたちは、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受ける権利を憲法上有しており、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であり、2020年度政府予算編成において、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 教職員定数改善と子どもたちの豊かな教育のために、教職員の充実を図ること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 宛

兵庫県丹波篠山市議会
議長 森本 富夫